

公益社団法人日本看護科学学会 若手研究者助成資金取扱細則

(目的と名称)

- 第1条 この細則は、公益社団法人日本看護科学学会（以下、「本会」という。）が若手研究者助成規程により若手研究者助成に使用する資金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この資金の名称は「若手研究者助成資金」とする。

(設置)

- 第2条 本会は、特定資産として、若手研究者助成資金を設けることができる。
- 2 若手研究者助成資金は、2021年度から開始する若手研究者助成に充当するための資金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第18条第1項に規定する特定費用準備資金とする。

(積立)

- 第3条 若手研究者助成資金には、理事会の決議を受けた金額を積み立てる。

(積立限度額)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、若手研究者助成資金の積立限度額は3,000万円とし、当該金額を超えて積み立てることはできない。
- 2 前項の積立限度額の算定根拠は、若手研究者助成に要する必要見込額とする。

(運用)

- 第5条 若手研究者助成資金の運用対象は、次のとおりとする。
- ①国債、地方債及び政府保証債
 - ②金融機関への預貯金
 - ③貸付信託、金銭信託及び公社債投資信託
 - ④外国債
 - ⑤東京証券取引所第一部上場の株式及び投資信託
- 2 前項第5号で運用する場合には、その発行体の格付けについては、いずれかの格付機関から投資適格とされるものであることを原則とする。

(運用益)

- 第6条 若手研究者助成資金から生ずる運用益については、若手研究者助成に使用し、又は当該事業資金に積立てるものとする。

(取崩)

- 第7条 若手研究者助成資金は、若手研究者助成に充当する場合を除いて、取り崩すことができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、若手研究者助成の遂行上やむを得ない場合には、理事会の決議により、若手研究者助成資金の全部又は一部を取り崩すことができる。

(備置)

- 第8条 この細則及びその写しは、若手研究者助成を支出した事業年度終了の日まで、それぞれこの法人の事務所に備え置き、法令の定める手順に従い閲覧の用に供するものとする。

(細則の改正)

- 第9条 この細則の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

この細則は、2021年3月31日から施行する。